

(別添)

総情域第24号
平成31年3月19日

スカパーJ S A T株式会社
代表取締役執行役員社長 高田 真治 殿

総務省情報流通行政局長 山田 真貴子

消費者保護規律の遵守について（指導）

貴社が提供するテレビ視聴サービス（以下「本サービス」という。）について、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第150条の2第1項の規定による書面交付義務に対する違反があったと認められることから、下記のとおり指導する。

なお、今後、同様の事案が発生した場合には、法第156条第3項の規定に基づく是正命令の対象となる場合があるので、留意されたい。

記

1 指導の趣旨及び内容

(1) 書面交付義務の履行の徹底

貴社が提供する有料放送役務について、法第150条の2及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。）第175条の2第4項の規定に基づく書面交付に遅滞があったことが確認されたことから、有料放送役務の提供に関する契約が成立したとき又は契約に変更があったときは、法第150条の2第1項の規定に基づく書面交付義務の履行を徹底すること。

なお、有料放送役務の提供に関する契約について法第150条の3の規定に基づく書面による解除を行うことができる場合にあっては、規則第175条の2第1項第6号の規定に基づき、書面解除を行うことができる旨、契約書面に記載すること。

(2) 再発防止措置及び実施状況の報告

今後、同様の事案が発生することのないよう、再発防止措置を速やかに講じ、当該再発防止措置の内容について、平成 31 年 4 月 2 日までに文書で報告すること。

また、当該再発防止措置の実施状況について、同年 6 月 18 日までに、文書で報告すること。

2 指導の理由

貴社からの報告により、以下の事実が認められたことから、書面交付義務の履行の徹底を求めるものである。

①平成 30 年 10 月に発覚した事案

貴社は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）の施行後、新たに本サービスの契約が成立した受信者に対して、法第 150 条の 2 第 1 項の規定による書面交付を行う必要があったが、最長で約 2 年以上の間、書面交付を行っていなかった。

②平成 31 年 2 月に発覚した事案

貴社は、平成 30 年 12 月に行った本サービスの料金の値上げについて、一部の受信者に対して、約 3 か月の間、法第 150 条の 2 第 1 項の規定による契約の変更に係る書面交付を行っていなかった。

以上